

議案第 14 号

**名張市体育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
(具申)**

名張市体育施設使用条例（昭和 5 2 年条例第 3 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 4 年 1 1 月 2 日提出

名張市教育委員会
教育長 西 山 嘉 一

名張市体育施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

利用者の利便性の向上を図るため、各テニスコートの利用時間の単位を改定するとともに、名張市民テニスコートの改修工事により全面が砂入り人工芝のコートとなることに伴い、使用料の規定について所要の改正を行うものである。

2. 改正内容

- (1) 名張市民テニスコートの使用料について、コートの種類ごとの区分を廃止し、利用時間の単位を1時間（現行：2時間）とし、その額を次のとおりとする。

	現行（2時間ごと）	改正後（1時間ごと）
中学生以下	400円（600円）	300円
高校生以上	800円（1,200円）	600円

※現行の（ ）の使用料の額は、砂入り人工芝コートの額。

- (2) 薦原公園テニスコート及びつつじが丘公園テニスコートの使用料について、利用時間の単位を1時間（現行：2時間）とし、その額を次のとおりとする。

	現行（2時間ごと）	改正後（1時間ごと）
中学生以下	400円	200円
高校生以上	800円	400円

3. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

名張市体育施設使用条例の一部を改正する条例

名張市体育施設使用条例（昭和52年条例第34号）の一部を次のように改正する。

「1回1面 2時間

9時から11時

11時から13時

別表第1中

13時から15時 を「1回1面 1時間」に、

15時から17時

17時から19時

19時から21時」

「 400 を「300」に、 「 800 を「600」に、
 (600)」 (1,200)」

「 (1) 2時間を超える利用については 2時間を単位として加算する。
 (2) ()内の料金は砂入り人工芝コートの使用料とする。
 (3) 全面利用の場合は、当該使用料の5分の4とする。ただし、照明料金は除く。」

「 (1) 1時間を超える利用については1時間を単位として加算する。
 を (2) 全面利用の場合は、当該使用料の5分の4とする。ただし、照明料金は除く。」

1回1面 2時間 9時から11時 11時から13時 13時から15時 15時から17時	400	2時間を超える利用については2時間を単位として加算する。
	800	

を

1回1面 1時間	200	1時間を超える利用については1時間を単位として加算する。
	400	

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料又は利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。

名張市体育施設使用条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案					現行				
別表第1 (第9条関係) 名張市体育施設					別表第1 (第9条関係) 名張市体育施設				
施設名	区分	単位	使用料 (円)	備考	施設名	区分	単位	使用料 (円)	備考
名張市民プール	(略)	(略)	(略)	(略)	名張市民プール	(略)	(略)	(略)	(略)
	中学生以下		300	(1) 1時間を超える利用については1時間を単位として加算する。		中学生以下		400 (600)	(1) 2時間を超える利用については2時間を単位として加算する。
	高校生以上		600	(2) 全面利用の場合は、当該使用料の5分の4とする。ただし、照明料金は		高校生以上		800 (1,200)	(2) () 内の料金は砂入り人工芝コートの使用料とする。(3) 全面利
名張市民テニスコート	照明料金	1回1面	実費相当額		名張市民テニスコート	照明料金	1回1面	実費相当額	
		1時間					2時間		
							9時から11時から13時から15時から17時		

改正案					現行				
				除く。			から 19時 19時 から 21時		用の 場合 は、当 該使 用料 の5 分の 4と する。 ただ し、照 明料 金は 除く。
名張市民野球場・名張市民陸上競技場	(略)	(略)	(略)	(略)	名張市民野球場・名張市民陸上競技場	(略)	(略)	(略)	(略)
薦原公園テニスコート	中学生以下		200	1時間を超える利用については1時間を単位として加算する。	薦原公園テニスコート	中学生以下	1回1面 2時間	400	2時間を超える利用については2時間を単位として加算する。
	高校生以上	1回1面 1時間	400			高校生以上	9時 から 11時 11時 から 13時 13時 から 15時 15時 から	800	

改正案					現行				
薦原公園ソフトボール場	(略)	(略)	(略)	(略)	薦原公園ソフトボール場	(略)	(略)	(略)	(略)
つつじが丘公園テニスコート	中学生以下	1回1面 1時間	200	1時間を超える利用については1時間を単位として加算する。	つつじが丘公園テニスコート	中学生以下	1回1面 2時間	400	2時間を超える利用については2時間を単位として加算する。
	高校生以上		400			9時から11時から13時から13時から15時から15時から17時	800		
つつじが丘公園運動場～名張市民ホッ	(略)	(略)	(略)	(略)	つつじが丘公園運動場～名張市民ホッ	(略)	(略)	(略)	(略)

改正案					現行				
ヶ					ヶ				
場					場				
備考 (略)					備考 (略)				